

中型獣類捕獲用箱罨貸出 ～手続きの流れ（参考）～

有害鳥獣捕獲許可申請

申請者 ⇒ 市（環境企画課）
中型獣類に関する有害捕獲の許可を申請し、
捕獲許可を得ます。

貸出申請書の提出

申請者 ⇒ 協議会
添付書類を添えて貸出申請書を提出します。

貸出決定通知書の送付

協議会 ⇒ 申請者
書類を審査（※）し、貸出を決定したときは、
貸出決定通知書を送付します。
※審査期間：5～7日程度を要します。

箱罨の貸し出し

箱罨を貸し出します（30日間以内）。

※貸出期間を延長する場合は、期間満了の
1週間前を目途に貸出申請書を提出します。

有害捕獲の実施

返却報告書の提出
箱罨の返却

申請者 ⇒ 協議会
添付書類を添えて返却報告書を提出し、
箱罨を返却します。

実施報告書の提出

申請者 ⇒ 市（環境企画課）
添付書類を添えて、実施報告書を提出しま
す。